

## Q & A <新型コロナ克服緊急応援金>

R3.2.5

### I 対象となる事業者・店舗

1	個人事業主は対象になるか。事業主の住所が県外の場合も対象になるか。	個人事業主も対象です。店舗の住所が県内であれば補助対象です。
2	本社が県外の場合、対象になるか。	県内に店舗を有し、県内店舗において感染予防対策を実施する場合は対象となります。
3	社会福祉法人や組合も対象か。	対象です。事業者が組合や社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人、NPO法人、観光協会等の任意団体でも対象としています。
4	県・市町村の施設の管理を行う指定管理者も対象となるか 県、市の出資による法人も対象となるか	いずれも対象となります。
5	出張営業等を行う事業者は対象となるか	店舗、事業所を有する事業者を対象としています。
6	休業していたが対象となるか。	新型コロナウイルス感染症の影響により臨時的に休業している場合は対象となります。
7	オープン前でも対象となるか	開業届、飲食店営業許可等を取得していれば対象となります。開業届、営業許可証のほか、感染対策の写真もお願いします。
8	補助金対象となる業種はどのような業種か。	「感染予防対策に取り組む店舗及び事業所」を対象としており、業種に指定はありません。
9	新型コロナウイルス感染予防対策協賛店の届出は、応援金の申請書類と同時でもよい	協賛店の届出がまだの場合は応援金申請と同時にお願いします。
10	複数店舗の場合でも協賛店の届出はそれぞれ必要か	事業所(店舗)の数分の協賛店の届出が必要となります。
11	応援金の事業所の考え方は	応援金の対象となる事業所は、「日常的に顧客や従業員など複数の人の出入りがあり、感染対策を講じる必要がある施設」で、「顧客や消費者から広く事業活動を行う場所として認知されている施設」です。 ※接客活動を条件とする新型コロナウイルス感染予防対策推進事業補助金の定義とは異なります。

### II 申請手続き

1	申請期限はいつまでか。	申請期限は令和3年3月31日(水)必着です。 なお、持参による提出は感染症防止対策の観点から、ご遠慮願います。 郵送または電子申請による申請をお願いします。
2	県補助金を受給していても申請できるか。	申請可能です。
3	電子申請はできるか。	webページから「とっとり電子申請サービス」にアクセスして申請してください。なお、手続きには利用者登録(メールアドレスが必要)が必要です。

### IV 応援金の支払い

1	応援金はいつ受け取れるか。	申請に基づき順次支払い手続きを行います。通知等により入金時期等をお知らせすることはありませんが、概ね1カ月以内に支給する予定です。
---	---------------	---

### V 申請書類

1	申請者の住所は個人の住所か。	個人事業主の場合は個人の自宅住所を、法人の場合は会社住所の記載をお願いします。
2	申請書に押印は必要か	個人・法人とも押印は必要となります。電子申請の場合は不要です。
3	通帳の写しは必須か	過去に新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金や飲食店クラスター対策緊急補助金の申請をされた方は、通帳の写し(表面と見開き1ページ目)の提出は不要です。
4	ネットバンキングの場合の通帳の写しの扱い	個人登録情報の画面(口座情報、名義等)を印刷してお送りください。
5	店舗・事業所内で感染対策を実施している写真はどのようなものか	店舗・事業所内での感染対策の状況を写真で確認させていただきます。 撮影にあたってはなるべく広角に撮影したものを提出してください。 複数店舗の場合は、どの店舗・事業所なのか明確に記載してください。
6	写真はどのくらい必要か	別添「添付書類チェック表」の添付書類3に記載してある対策すべてを準備していただく必要はありません。2~3枚程度でお願いします。
7	開業して間もなく、確定申告書を添付できない	開業届、営業許可証(飲食店、喫茶店)の提出をお願いします。
8	交付決定番号はどこを調べればいいのか	くらしの安心推進課の補助金(新型コロナウイルス感染症予防対策推進事業補助金、飲食店クラスター対策緊急補助金)でお送りした交付決定通知書もしくは、額の確定通知書の右下の整理番号(4桁までの番号)となります。